

## 北秋田市移住者住まい応援助成金交付要綱

平成 30 年 6 月 21 日告示第 99 号

改正 平成 31 年 2 月 25 日告示第 16 号

改正 令和元年 5 月 29 日告示第 83 号

改正 令和 2 年 6 月 30 日告示第 100 号

改正 令和 5 年 12 月 22 日告示第 168 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、北秋田市（以下「市」という。）への移住促進を図るため、市に移住しようとする者（以下「移住者」という。）が市へ移住し、及び定住するために要する費用に対して予算の範囲内において助成金を交付することについて、北秋田市補助金等交付要綱（平成 17 年北秋田市告示第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 移住者が秋田県外から市内に転入し、引き続き 3 年以上居住する意思を持って市内に生活の本拠を置くことをいう。ただし、移住者が過去に市に居住したことがある場合は、前回転出した日から継続して 1 年以上（進学のために市外へ居住した期間を除く。）市外へ居住した後に市に転入した場合をいうものとする。
- (2) 空き家バンク 市内に存する空き家（居住を目的とする建築物であって、現に居住の用に供されていないものをいう。以下同じ。）の賃貸又は売却を希望する所有者から提供された空き家の情報を移住希望者に提供する市の制度をいう。
- (3) 引越し 市へ移住することを目的として、空き家バンクに登録されている家屋若しくは移住者が所有し又は賃貸借契約等に基づき居住する権利を有する居住用物件に、生活を営むために要する荷物を運び入れることをいう。
- (4) 転入 市に住民本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条に基づく転入届を提出し、受理されたことをいう。
- (5) 自動車運転免許 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項に定

める普通自動車免許をいう。

(6) 子ども 満 18 歳未満の者、または満 18 歳に到達して最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

(7) 子育て世帯 子どもと生計を一つにし、かつ同居している世帯をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成 30 年 4 月 1 日以降に移住し現に市の住民基本台帳に住民登録されている者であること。また、助成金の交付を受けようとする者の世帯が移住者により構成される世帯である場合は、その世帯主であること。

(2) 北秋田市移住希望登録者であること。

(3) 転勤等により市に転入した者でないこと。

(4) 生活保護受給世帯でないこと。

(5) 市税に滞納がないこと。(北秋田市において課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がないこと。)

(6) 北秋田市暴力団排除条例(平成 24 年北秋田市条例第 3 号)に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず若しくはそれらの者と密接な関係を有していないこと。

(7) 飲酒、覚醒剤、薬物の使用等により事故を起こし、自動車運転免許の取消し処分を受けたことがないこと。

(8) 過去にこの要綱による助成金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第 4 条 助成金交付の対象とする経費は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱(平成 29 年北秋田市告示第 119 号)の補助対象経費と重複する経費は除外するものとする。

(助成金の額等)

第 5 条 助成金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 引越し費用 別表第 1 引越し費用の項に規定する助成対象経費の合計額とする。ただし、秋田県が実施する同様の助成制度による補助金等の交付を受けている場合は、助成対象合計額から県補助交付決定額を差し引いた額を対象とする。

(2) 自動車運転免許取得費用 別表第 1 自動車運転免許取得費用の項に規定する助成対象経費の合計額とする。

(3) 家財処分費用 別表第1家財処分費用の項に規定する助成対象経費の合計額とし、その上限を5万円とする。

2 同一の対象者に支給される前項第1号及び第2号による助成金の合計額の上限は、20万円とする。ただし、子育て世帯である場合は、子どもの人数に5万円を乗じた額を20万円に加算した額を上限額とする。

3 第1項第1号に定める引越し費用の助成を受けようとする場合において、この要綱による助成対象者となる移住者が同一世帯に属する夫又は妻である場合は、移住に際して各々費やした補助対象経費の合計額を補助対象とすることができる。

4 助成金の交付額の算定に当たっては、前項までに規定する助成対象経費の合計額から、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、北秋田市移住者住まい応援助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 住民票謄本(発行の日から1ヶ月以内で、申請者を含む世帯員全員の続柄が記載された住民票)

(2) 戸籍の附票(発行の日から1ヶ月以内で、申請の日から過去5年の履歴の記載があるもの)

(3) 転入前の市区町村が発行する納税証明書又は非課税証明書

(4) 補助対象経費に係る領収書の原本又は写し

(5) 購入した機器、器具等の写真

(6) 普通自動車運転免許証の写し

(7) 前条第1項第1号に基づき契約仲介手数料、敷金及び礼金に関する助成を申請する場合にあつては、賃貸借契約書、貸主が発行する承諾書、領収書類等

(8) 前条第1項第2号による助成金を申請する場合にあつては、自動車教習所が発行する学科及び技能教習実績書(様式第5号)

(9) 秋田県が実施する同様の助成制度による補助金の交付を受けている場合は、事業助成交付決定通知書の写し

(10) その他、市長が必要と認める書類

2 助成を申請することができる期間は、移住した日の属する年度の3月末日まで(前

条第1項第2号に規定する助成金を含んだ申請を行う場合にあっては、移住した日から1年以内)とする。ただし、これに因り難い場合として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合において、申請内容を審査の上その内容を適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、北秋田市移住者住まい応援助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、事業終了後速やかに、北秋田市移住者住まい応援助成金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部の返還を命じることができる。

(1) 助成事業者が移住の日から3年以内に市外へ転出したとき、或いは居住の実態がないと認められたとき。

(2) 補助対象となった別表第2に掲げる機器・器具等について、同表に掲げる処分制限期間が経過する前に廃棄、譲渡、転売等の財産処分を行ったとき。

(3) 第6条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。

(4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命じる場合は、北秋田市移住者住まい応援助成金返還通知書(様式第4号)によるものとする。

3 助成金の返還期日は、通知の日より3ヶ月以内とする。

4 助成金の返還方法は、一括とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成30年6月21日告示第99号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月25日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 5 月 29 日告示第 83 号）

この告示は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日告示第 100 号）

この告示は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 12 月 22 日告示第 168 号）

この告示は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

| 助成対象事業      | 助成対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 引越し費用       | 申請の日までに、市への移住に要した費用のうち、次に掲げる費用<br>・ 移住のため家具等生活用品を前居住地から運び入れるために生じた、運送事業者を支払う引越代金<br>・ 居住物件に関し不動産業者に支払う契約仲介手数料<br>・ 移住しようとする住宅が賃貸借物件である場合において貸主に支払う敷金及び礼金<br>・ 除排雪用具・機具類の購入代金<br>・ 暖房機器の購入及び設置代金<br>・ 申請者が所有する自家用自動車において使用する、スタッドレスタイヤ等の冬季用備品の購入及び取付に係る費用<br>・ 移住者及び世帯員が、移住を目的とした前居住地から居住地までの移動に要した下記の費用<br>（１）公共交通機関の使用料金<br>（２）自家用自動車を利用した場合は、高速道路料金及び燃料費<br>（３）レンタカーを利用した場合は、レンタカー料金、高速道路料金及び燃料費 |
| 自動車運転免許取得費用 | 公安委員会指定の自動車教習所に通所して普通自動車運転免許を取得した場合、移住日以前 1 ヶ月から申請日までに支払った、次に掲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|        |                                                                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | げる費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入校料</li> <li>・ 教習料</li> <li>・ 検定料</li> <li>・ 教材費諸経費</li> </ul>       |
| 家財処分費用 | 北秋田市空き家バンク制度実施要綱（北秋田市平成 28 年告示第 22 号）により登録された空き家物件を賃貸借契約した場合において、貸主の承諾を得て、当該空き家物件に存置された仏壇等の家財家具を廃棄処分するときに生じた費用の合計額 |

別表第 2（第 9 条関係）

| 区分   | 機器・機具等の内容 | 処分制限期間 |
|------|-----------|--------|
| 暖房機器 | 暖房機器類     | 6 年    |
| 除雪機具 | 除雪機、融雪機   | 1 5 年  |

（様式省略）